

書評 何が遺伝子差別を悪質にするのか、
また遺伝子差別はいかにして防ぐことができるのか
—池田喬・堀田義太郎著『差別の哲学入門』をもとに—

大 家 慎 也

京都府立医科大学 医学生命倫理学 人文・社会科学教室 博士研究員

要約

本稿では池田喬・堀田義太郎著『差別の哲学入門』を参照し、差別という概念そのものの理解という根本的な知見を踏まえて、遺伝子差別のあり方とその対応策を考察する。遺伝子差別とは、人々の間に遺伝情報に基づいて区別をつけ、その一方にのみ不利益を与える行為である。遺伝子差別の悪質さは①害の発生、②自由の制約として権利を侵害すること、③他者を対等な人格として尊重すべしという義務に違反することという三つの差別の悪の説明の組み合わせによって考察することができる。そして遺伝子差別が(1)正当化されること、また(2)無自覚におこなわれることに私たちは注意すべきであり、私たちはそのメカニズムを理解し、それに批判的に取り組むことで、遺伝子差別防止の筋道を辿ることができる。

1. はじめに

近年、遺伝情報の利活用が普及しつつある。たとえば、特定の疾患にかかるリスクの分析・評価などである。こうした遺伝情報の利活用は、現行の様々な社会的実践を改善することにつながる。たとえば医療のあり方を刷新することで、多くの人々を救い、また医療コストを削減する可能性がある。とりわけ、患者個人に最適化された医学的処置（個別化医療）に大いに寄与する見込みがある。

他方で、こうした利活用はまた、独自の ELSI（倫理的・法的・社会的課題）をもたらすことが知られている。その一つが、新しい差別（遺伝子差別）を生み出す可能性である¹。たとえば採用・昇進にかかる労働分野の差別や、結婚差別、そして保険分

1 なお、この他にもいくつか ELSI を指摘することができる。たとえば遺伝情報にかかるプライバシーや知らないでいる権利などの課題である。また新たな優生学につながるのではないかという危惧も提示されている。たとえば坂本和啓（2006）は新しい生権力が出現するという論点を提示して

野における差別などである。遺伝子差別としての採用・昇進にかかる労働分野の差別とは、病気になる遺伝的リスクや遺伝的特徴の有無により、採用を拒否ないし取り消されたり、解雇されたり、昇進の機会を与えられなかったりする差別を意味する。なかでも病気リスクによる採用拒否や解雇がよく知られているが、そのほかにも、遺伝子と関連性がある気質と職務パフォーマンスとの関連に着目したスクリーニングの恐れなども指摘されている（木島，2003）。遺伝子差別としての結婚差別とは、病気になる遺伝的リスクや遺伝的特徴の有無によって、婚姻に際して差別されることを意味する。遺伝する病気リスクや特徴が、パートナーやその家族、そして周囲の人々からの偏見ないし差別的取り扱いをもたらしうるのは早くから知られてきた²。遺伝情報の利活用は、こうした婚姻における差別に繋がりうる。遺伝子差別としての保険分野における差別とは、病気になる遺伝的リスクの評価によって、たとえば民間保険において、保険加入ができない、保険料が高額になる、また保険金支払いがされないといった差別である。以上のように、遺伝情報という究極の個人情報とは、差別という重大な社会的問題へと結びつきうるのである。

そうした差別の発生を未然に防ぐためには、差別を許さないような社会規範を醸成するとともに、遺伝情報を適切に利活用するための社会的な体制を構築する必要がある。具体的には、適切な法整備や制度設計が必要不可欠である。そうした法整備や制度設計は、実効的な規制的環境を実現し、かつ象徴的にも機能することが期待される。象徴的機能とはすなわち、ステークホルダーの懸念を払拭するという機能である³。令和五年六月に制定された通称「ゲノム医療推進法」⁴は、実効的な規制へとつながり、また象徴的な効力を発揮することが期待されている。

いる。そこでは、遺伝学的なバイオ監視と、遺伝学的に正常／異常を区別する規格化とが結びつくのである。加えて村岡潔（2016）は、遺伝情報に基づいた優生学が、人々の生活面の価値判断や行動の基準として影響力を発揮することを指摘している。

2 『献身：遺伝性 FAP（家族性アミロイドポリニューロパシー）患者と志多田正子たちのたたかい』（大久保，2014）は、婚姻を含めたさまざまな社会的なつながりから断ち切られる遺伝病患者とその支援者の活動を記した記録として参考になる。

3 遺伝子差別を禁止する法制度の象徴的機能について、瀬戸山晃一（2013）は、「遺伝子解析を含む医学研究に協力参加することや、自らの予防的目的で遺伝子検査をすることが、社会の様々な場面で本人や血縁者の差別に繋がる『懸念』を取り除くこと」がそうした法制度の存在意義であると指摘している（p.401）。

4 正式名称は、「令和五年法律第五十七号 良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」である。

しかし、これまでのそうした法整備や制度設計において、次の根本的な問いは深められてこなかったと考えられる。それは、**何が遺伝子差別を悪質にするのか（それはたんなる区別とは違うのか）、また遺伝子差別はいかにして防ぐことができるのか**という問いである。この点を踏まえて先述のゲノム医療推進法を見てみると、確かに個人の遺伝情報による不当な差別や遺伝情報の利用拡大による課題への適切な対応の確保が述べられている。しかし、何をもって差別（ないし課題）とするか、またそれはいかに対応するかは明示されていない⁵。こうした問いが深められないままでは、法・制度の実質的または象徴的な効力を失わせることにつながりかねない⁶。

そこで本稿においては次のことを目的とする。すなわち、差別という概念そのものの理解という根本的な知見を踏まえて、遺伝子差別のあり方とその対応策を考察することである。

この目的のため、次の手順を採用する。まず、これらのテーマを集中して取り扱っている文献を取り上げる。その文献の構成、議論およびその特徴を簡潔に整理することがここでの作業内容である。次に、その文献の内容を踏まえ、遺伝子差別のあり方およびその対応策について考察をおこなう。取り扱う文献は、差別の哲学の理論的な文献である『差別の哲学入門』（池田・堀田, 2021; 以降、「本書」と呼ぶ）である。

2. 本書の構成

本書の構成は、差別の哲学における先行研究や関連する事例の考察を通して、次の三つの問いに答えてゆくというものである。すなわち、「差別とはどういうものか」、「差

5 たとえば第十六条（差別等への適切な対応の確保）は、「国は、ゲノム医療の研究開発及び提供の推進に当たっては、生まれながらに固有で子孫に受け継がれ得る個人のゲノム情報による不当な差別その他当該ゲノム情報の利用が拡大されることにより生じ得る課題（次条第二項において「差別等」という。）への適切な対応を確保するため、必要な施策を講ずるものとする」と記されている。また第十七条（医療以外の目的で行われる核酸に関する解析の質の確保等）第二項は、「国は、前三条の趣旨を踏まえ、前項の解析についても、生命倫理への適切な配慮並びに第十五条に規定するゲノム情報の適正な取扱い及び差別等への適切な対応を確保するため、必要な施策を講ずるものとする」と記されている。（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=505AC1000000057> Accessed November 9, 2023）

6 共通する問題意識をもった研究として、武藤香織ら（武藤ほか, 2017）による研究がある。当該研究においては、禁止すべき差別の様態が明示され、遺伝的特徴に基づく差別的取り扱いの類型化がなされている。しかし、概念レベルで差別の悪をパターン化し詳細な検討を加えることという点においては十分に論を尽くしているとは言いがたい。

別はなぜ悪いのか」、「差別はなぜなくなるのか」という問いである。これらは、①差別の定義、②差別を（たんなる区別とは違う）悪質なものにするもの、③差別解消にかかる課題と対処方法のそれぞれを問題にしている。

3. 議論のまとめ

3. 1. 差別とはどういうものか

はじめの問い、「差別とはどういうものか」については、次のような答えが提示される。すなわち、差別とは、人々の間に何らかの特徴に基づいて区別をつけ、その一方にのみ不利益を与える行為である。これはベンジャミン・アイデルソンによるテーゼを借りたものである（本書 p.26; Eidelson, Benjamin. 2015. *Discrimination and Disrespect*, Oxford University Press.）。この定義をベースにして具体的事例について議論がおこなわれる。その結果、差別を考える際にその歴史性という論点が重要であることが明示される。

3. 2. 差別はなぜ悪いのか

二つ目の問い、「差別はなぜ悪いのか」については、次の三つ（説としては四つ）の説明が可能である。すなわち、①害が発生するから（害説）、②自由の制約として権利を侵害するから（自由侵害説）、③他者を対等な人格として尊重すべしという義務に違反するから（心理的状态説、社会的意味説）である。これらの説を個別に確認しておこう（以下、本書 p.92 のまとめ、p.96 の表および p.173 の表をもとに筆者が言葉を補って再構成したものである）。

心理状態説は、ジョージ・ガルシアらによって唱えられている（Garcia, Jorge L. A. 2018. "Discrimination and Virtue," in Kasper Lippert-Rasmussen (ed.) *The Routledge Handbook of the Ethics of Discrimination*, Routledge.）。端的に言えば、差別が悪いのは、差別する人に、敵意・嫌悪の感情・不合理な判断・偏見の目があるからだというものである。この説では次のように考えられる。まず、悪が生じる場所を、差別する人（の意図、感情、判断、知覚）であるとする。そして、悪の根拠を、他者を対等な人格として尊重しないこと（「尊重すべし」という義務違反）とする。この説は、利点として、強固な直観のある部分に合致しており、また単純であるということが挙げられる。この説が扱いやすい事例は是正のための優遇策などである。たとえば

アファーマティブ・アクションや女性専用車両にいくら他の人々の不利益があっても、それを悪いとは言わないことの根拠になる。またこの説は差別者の心理状態に即すため、被差別者が気付かず影響を受けていない場合の差別についても悪ということが出来る。他方、この説の難点としては、「差別するつもりがなかった」という自己申告を覆せないという点が挙げられる。そしてこの説の扱いづらい事例としては、間接差別や統計的差別の例が挙げられる。なお間接差別について本書では、「結果的に特定の集団の人々に不利益を与えるような選別や区別であるにもかかわらず、その特定の集団の人々の特徴に基づいておらず、また、その人々をターゲットにしているわけでもない行為」として定義している (p.111)。また統計的差別については、「(一見中立的に見える) 統計が男女差別的な社会のあり方を反映したり、そればかりか、その社会のあり方を維持することに関与している」ケースとして記述している (pp.114-115)。こうした差別においては、差別者に明確な害意がないことが多い。したがって差別の悪を説明することができないのである。

害説は、カスパ・リバト＝ラスムスンらによって唱えられている (Lippert-Rasmussen, Kasper. 2014. *Born Free and Equal?: A Philosophical inquiry into the Nature of Discrimination*, Oxford University Press.)。端的に言えば、差別が悪いのは、差別される人を傷つけたり、苦しめたりするからだというものである。この説では次のように考えられる。まず、悪が生じる場所を、差別される人 (が被る結果) であるとする。そして、悪の根拠を、差別される人が被る害であるとする。この説の利点として、差別がほとんどの場合、被差別者に多大な害を与えるという事実在即している点が挙げられる。この説が扱いやすい事例としては、間接差別や統計的差別が挙げられる。差別者に害意がなくとも、本人に害が発生していることを明示するからである。他方、この説の難点としては、「本人が差別されていることに気付いていない」ようなケースは除外されてしまう点が挙げられる。そしてこの説の扱いづらい事例としては、たとえばアファーマティブ・アクションが挙げられる。典型的な人種差別と同じように判断されてしまうからである。また、「害なき差別」を扱えないという問題がある。害なき差別とここで呼ばれるものは、本人に明確な害が発生していない、または本人に利益が発生しているものの、確かに社会的偏見や偏った取り扱いが存在し、本人の仕事や教育や知識へのアクセスが制限される等のケースである。

自由侵害説は、ソフィア・モローらによって唱えられている (Moreau, Sophia.

2013. "In Defense of a Liberty-based Account of Discrimination," in Deborah Hellman & Sophia Moreau (eds.) *Philosophical Foundations of Discrimination Law*, Oxford University Press; Moreau, Sophia. 2010. "What is Discrimination?," *Philosophy and Public Affairs* 38 (2): 143-179.). 端的に言えば、差別が悪いのは人権、特に自分の人生を自分で決める自由を侵害しているからだというものである。この説では次のように考えられる。まず、悪が生じる場所を、差別される人（が被る結果）であるとする。そして、悪の根拠を、自由の制約としての権利侵害であるとする。この説の利点としては、法的枠組みに合致しているということが指摘できる。また、被差別者が実際に感受したり経験したりする苦痛に依拠しなくても、本人の自由が侵害されているかどうかを問題にすることができる点も利点である。この説が扱いやすい事例としては、一個人が経験する差別の諸側面が指摘できる。すなわち、人が生活する中で向き合う差別の様々な側面について、それらを個別に取り上げて丁寧に分析することに向いている。他方、この説の難点としては、自由な主体という前提が狭すぎるということが挙げられる。そしてこの説の扱いづらい事例としては、たとえばアファーマティブ・アクションが挙げられる。典型的な人種差別などと区別することができなくなってしまうからである。

社会的意味説はデボラ・ヘルマンらによって唱えられている（ヘルマン，デボラ・池田喬・堀田義太郎訳．2018.『差別はいつ悪質になるのか』. 法政大学出版局.). 端的に言えば、差別の悪質さは、個人の心の状態に還元するべきではなく、むしろ社会状況や歴史的経緯に依存するという主張である。この説では次のように考えられる。まず、悪が生じる場所を、差別という行為（が社会的にもつ意味）であるとする。そして、悪の根拠を、他者を対等な人格として尊重しないこと（「尊重すべし」という義務違反）とする。この説の利点としては、特定の集団の歴史的・社会的な地位の重要性を把握することができる点が挙げられる。この説が扱いやすい事例としては、アファーマティブ・アクションが挙げられる。典型的な人種差別などとの違いを説明することができるためである。他方、この説の難点としては、考慮すべき事柄が多いことが挙げられる。そしてこの説の扱いづらい事例としては、「初めての差別」があげられる。すなわちこれまで誰も気付かなかった差別の悪を説明することは困難なのである。

著者ら（池田・堀田）は、これら四つの説のどれか一つが正しく、残りが誤りであるとは考えていない。むしろ、著者らは、これら四つの説を場合によって使い分ける

ことを主張している。その際に、過去に起こった歴史的な差別が範型として重要な参照先になるとされる。

3. 3. 差別はなぜなくなるのか

三つ目の問い、「差別はなぜなくなるのか」については、次のような答えが提示される（以下、pp.183-253 のまとめである）。すなわち、まず (1) 差別的な行為が別の目的のための手段として正当化されるからである。たとえば統計的差別や、人種的プロファイリングの例が挙げられる。ここでいう人種的プロファイリングとは、まとめていえば、ある人種が特定の（犯罪）行為に加担する見込みが非常に高いという想定に基づいて、ある人種と他の人種との間に区別をつけ、一方の集団だけを調査する（そしてその結果、いくつかのケースで犯罪行為が見いだされ、区別をつけることが正当化される）ということである。統計的差別や人種的プロファイリングは、状況を改善するための不正でないより良い手段を見出す道を閉ざすのである。差別がなくなるともう一つの理由は、(2) 反差別的な振る舞いのつもりが差別行為の連鎖に関与する結果になる、あるいは反差別的な信条をもっていても知覚的応答のレベルでは差別的な振る舞いを止めることができないからである。たとえばマイクロアグレッション、潜在的偏見の例が挙げられる。ここでいうマイクロアグレッションとは、まとめていえば、無自覚におこなわれる発言や行動が相手を傷つけることである。潜在的偏見とは無意識の偏見である。私たちはしばしばそうとは知らず、差別的な言動に加担してしまっている可能性があるのである。

本書の最後では、差別をなくすための示唆が提示されている。それは、オルポートの接触理論などを踏まえ、他者と共に過ごすことで偏見をなくしてゆくことを肯定的に捉える試みである。

4. 議論の特徴

本書の議論の特徴としては、差別の歴史という考え方を強く押し出していることを指摘することができる。著者らは次のように主張している。すなわち差別とは、その場その場で一回限りおこなわれる行為ではありえず、むしろ社会的にすでに存在している歴史的基盤に立ってなされる行為なのである。そして、差別を分析する際も、歴史的に見出されてきた典型的な差別の範型を参照しながら分析する（具体的に言えば、

四つの説を使い分ける) ことができるのである。この特徴は、本書の射程を明確に表現するものでもある。すなわち本書は、歴史性という観点から差別の悪に関するさまざまなアプローチを方向づける点で有意義性をもつ。他方、新しい差別について取り組むための指針を直接的に明確に与えるわけではない。というのも、差別の歴史を参照先とする以上、いまだ登場していない新しい差別については明確なことが言えないからである。ただし、本書からこの問題について示唆を引き出すことはできる。それは、新しい差別に取り組む際は、歴史的な文脈と照らし合わせて、過去の事例との共通点や新規性を考察すること、というものである (pp.172-174 も参照)。

5. 遺伝子差別と関連させて

本書の議論を参考に、「遺伝子差別とはどういうものか」という定義を考えると次のようになる。すなわち、遺伝子差別とは、人々の間に遺伝情報に基づいて区別をつけ、その一方にのみ不利益を与える行為である。こうした概念的な明確化は、様々な具体的な問題を考える際に有効であるだろう。

本書の議論を参考に、「遺伝子差別はなぜ悪いのか」を考えると、説の使い分けという観点から回答を与えることができるだろう。すなわち、①害の発生 (害説)、②自由の制約として権利を侵害すること (自由侵害説)、③他者を対等な人格として尊重すべしという義務に違反すること (心理的状態説、社会的意味説) の使い分けである。たとえば労働分野において明確に表れうる差別として、統計的差別を指摘することができるだろう。こうした差別は心理的状態説においては十分に扱えないが、たとえば害説であれば一定程度のアプローチは可能であると思われる。他方で労働分野における差別のうち、差別者の心理状態に即した説明を加えることが適切である差別も存在するだろう。敵意・嫌悪の感情・不合理な判断・偏見の目が差別の原因になっている例 (たとえば特定の遺伝病についての偏見が差別的な取り扱いになる例) などである。このように、アプローチの使い分けを推奨する本書の考え方は複雑な遺伝子差別の理解について有意義であると考えられる。こうした使い分けの際には、他の労働上の差別や、結婚差別、保険差別などの歴史的事例の参照が有効であると思われる。

本書の議論を参考に、「遺伝子差別を防ぐにはどうしたらよいか」を考えると、著者らの議論の二つの筋道をそのまま用いることが可能であると思われる。すなわち、一つに、(1) 差別的な行為が別の目的のための手段として正当化されるということがあ

る（統計的差別など）。そしてもう一つに（2）反差別的な振る舞いのつもりが差別行為の連鎖に関与する結果になったり、反差別的な信条をもっているにもかかわらず知覚的応答のレベルでは差別的な振る舞いを止めることができなかつたりということがあつた（マイクログレッション、潜在的偏見）。私たちは、遺伝子差別がいかに（1）正当化されるか、また（2）無自覚におこなわれるかを理解し、それに批判的に取り組むことで、遺伝子差別防止の筋道を辿ることができるのである。この（1）正当化という論点については、社会における権力関係のネットワークを丹念に分析する社会学ないし政治学的なものの見方が有効であると思われる。これに対して（2）自覚のなさという点については、人間に備わつた社会的認知の仕組みを解明する社会心理学の知見が有効であると考えられる。本書の最後でも言及されていた接触理論については社会心理学分野において多くの研究の蓄積があり、これらを有効活用することが可能であると思われる。

6. おわりに

本稿においては次のことを目的とした。すなわち、差別という概念そのものの理解という根本的な知見を踏まえて、遺伝子差別のあり方とその対応策を考察することである。この目的のため、次の文献の内容をまとめ、それに基づいて遺伝子差別のあり方について考察を行った。参照した文献は、差別の哲学における研究（池田・堀田著『差別の哲学入門』）であつた。その結果、次のことが判明となつた。差別の哲学は、差別という概念そのものという観点から次の知見をもたらす。すなわち、差別の定義、差別を悪くするものについての理解、差別解消にかかる課題と対処方法である。これらの知見は遺伝子差別について考える際に有意義さをもつ。すなわち、**何が遺伝子差別を悪質にするのか（それはたんなる区別とは違うのか）、また遺伝子差別はいかにして防ぐことができるのか**という問いを深めてゆくことにつながる。

むろん、本稿で提示したのはそうした問題にたいする究極の答えではなく、むしろそうした問題に取り組むための方向性に過ぎない。今後、こうした方向性において研究を進め、法整備や制度設計へとその知見を反映させることが望ましい。

謝辞

本研究は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的実践研究

開発プログラム 2022 年度～ 2025 年度プログラム「公正なゲノム情報利活用の ELSI ラグを解消する法整備モデルの構築」(研究代表者:瀬戸山晃一) の成果の一部である。本稿の執筆にあたり、研究代表者の瀬戸山晃一先生 (京都府立医科大学) より助言を戴いた。記して感謝の意を表す。

利益相反開示

本稿において、開示すべき利益相反はない。

参考文献

- 池田喬・堀田義太郎．2021.『差別の哲学入門』. アルパカ .
- 大久保真紀．2014.『献身：遺伝性 FAP（家族性アミロイドポリニューロパシー）患者と志多田正子たちのたたかい』. 高文研 .
- 木島伸彦．2003.「人事採用における遺伝子情報の取り扱いと倫理的諸問題に関する考察」.『産業・組織心理学研究』16 巻, 2 号: 97-103.
- 坂本和啓．2006.「遺伝子工学と監視社会：遺伝子診断の倫理的諸問題を中心に」.『熊本大学社会文化研究』4 号: 289-301. 熊本大学 .
- 瀬戸山晃一．2013.「遺伝学的情報と法：象徴的機能としての遺伝子差別禁止法」.『名古屋大学法政論集』, 250 号: 393-403. 名古屋大学大学院法学研究科 .
- 武藤香織, 高島響子, 永井亜貴子, 吉田幸恵, 李怡然．2017.「遺伝的特徴に基づく差別的取扱いをめぐる概念整理に関する研究」. 厚生労働行政推進調査事業補助金 厚生労働科学特別研究事業「社会における個人遺伝情報利用の実態とゲノムリテラシーに関する調査研究」平成 28 年度 総括・分担研究報告書 (研究代表者: 武藤香織): 11-18.
- 村岡潔．2016.「相関の因果 (2) 遺伝学と優生学をめぐって」.『保健医療技術学部論集』10 号: 13-24. 佛教大学保健医療技術学部 .